

令和8年度 福祉系施設介護サービス事業者等実地検査実施方針

1 基本方針

福祉系施設介護サービス事業者等に対する指導及び一般指導検査（以下「指導」という。）並びに監査及び特別指導検査（以下「監査」という。）については、高齢者の尊厳を保持し良質なケアが提供される体制を継続させること及び高齢者への虐待を防止することにより、介護保険制度への信頼性を維持し、制度の持続可能性を高めるための重要な役割の一翼を担っている。

介護保険制度の創設以来、制度改正に伴う介護サービスの種類や各種加算等の充実が図られてきたこと、また、介護保険施設等や高齢者向け集合住宅に居宅サービス事業所が併設された事業形態の増加、加えて高齢者虐待事案の増加も認められる等、指導監督業務に関わる環境は変化しており、新たな課題に対して適切に対応していく必要がある。

このような状況の中、介護保険法の目的である利用者の自立支援及び尊厳の保持を図るためには、指導監督業務における集団指導や運営指導のより効果的かつ効率的な実施はもとより、人員や運営等に関する基準（以下「指定基準」という。）違反や介護報酬の不正請求、高齢者虐待が疑われる場合等に行う監査の適時適切な実施が求められる。

東京都の指導及び監査は、「介護保険施設等指導及び監査実施要綱（平成12年4月1日付12高保指第68号）」及び「老人福祉施設等指導検査実施要綱（平成30年5月8日付30福保指一第63-2号）」並びにその他の法令等の規定に基づき実施している。令和8年度の指導及び監査の実施にあたり、効果的かつ効果的な指導及び適切な監査を実施するため、ここに実地検査実施方針を定める。また、利用者に身近な区市と連携し必要な支援・協力を行うことにより、指導監査体制の一層の充実・強化を図るものとする。

2 指導の重点項目

(1) 運営関係

- ア 職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。
- ウ 介護報酬改定に伴い、算定における告示を適切に理解した上で、加算・減算等の基準に沿った介護報酬が請求されているか。
- エ 日常生活費に要する費用の取扱いが適切に行われているか。
- オ 運営規程において、重要事項を適切に定めているか。
- カ 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用・管理しているか。
- キ 施設サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人

情報の利用を含む。)が適切に行なわれているか。

ク 事故発生防止等の対策が講じられているか。

ケ 非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策を講じているか。

コ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な施設サービスが継続的に提供できる体制を構築しているか。

(2) 利用者サービス関係

ア 施設サービス計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して処理されているか。

イ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づく高齢者虐待防止及び身体的拘束の廃止に向けた取組が行われているか。

ウ 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止対策が講じられているか。

エ 入所（居）者の生活環境が配慮されているか。

(3) 会計関係（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。）

ア 契約締結に当たり、料金表や重要事項説明書等が整備されるなど、透明性が確立されているか。

イ 適切な経理処理がされているか。

ウ 借入償還金の返済が適正に行われているか。

エ 資産管理が適正に行われているか。

オ 利用者預り金の処理が適正に行われているか。

(4) 確認項目及び確認文書

「介護保険施設等運営指導マニュアルについて（通知）」（令和4年3月31日付老発0331第7号）別添の確認項目及び確認文書を踏まえる。

3 監査の重点項目

(1) 不正な手段により、指定、許可等を受けていないか。

(2) 無資格者によりサービスが提供されていないか。

(3) 人員基準違反等の状況の下、サービスが提供されていないか。

(4) 架空、水増しによる不正な介護報酬が請求されていないか。

(5) 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。

(6) 高齢者虐待防止法に定める高齢者虐待に該当する疑いのある言動がないか。

4 対象施設等

(1) 老人福祉法に基づく養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

- (2) 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設
- (3) (1) 及び (2) に掲げる施設が提供する又は併設・隣接（同一敷地内）している指定介護保険事業所において提供される次のサービス
 - ア 居宅サービス（指定通所介護、指定短期入所生活介護、指定特定施設入居者生活介護）
 - イ 介護予防サービス（指定介護予防短期入所生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護）
- (4) 介護保険法に基づく介護老人保健施設
- (5) (4) に掲げる施設が提供する、又は併設・隣接（同一敷地内）している指定介護保険事業所において提供される次のサービス
 - ア 居宅サービス（指定通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護）
 - イ 介護予防サービス（指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防短期入所療養介護）
- (6) 生活保護法に基づく指定介護機関

5 実施形態

(1) 実施単位

施設を単位として実施する。

なお、実地検査の効率化を図るため、本体施設に併設する前記4の(3)又は(5)のサービスについては、本体施設である前記4の(1)、(2)又は(4)の施設と同時に実施する。ただし、規模等の実情に応じて別日に実施することもできる。

(2) 班編成

1 検査班当たりの人数は、前記4の(1)及び(2)に掲げる施設は原則として3人体制、前記4の(4)に掲げる施設は原則として2人体制とする。

なお、専門員を加えて実施することも可能とする。

6 実施計画

(1) 全体計画

実地検査の対象とする施設、実地検査実施方針及び対象施設ごとの全体計画等については、当該実地検査を実施する年度の前年度末までに作成する。

(2) 詳細計画

検査班ごとの月単位の年間計画については、当該実地検査を実施する年度当初に作成する。

なお、具体的な日程及び対象は、一定の期間ごとに決定する。その際、区市における実地検査計画を考慮する。

(3) 実績

詳細計画により実施した実地検査について、当該年度末に実績を取りまとめる

ものとする。

(4) 対象とする施設の選定方針

ア 選定時点

原則として、令和8年4月1日時点で現存する施設とする。ただし、年度途中で開設した施設については、必要があると認められた場合、実地検査の対象とすることができる。

イ 選定方法

- (ア) 苦情、告発等により、実地の確認及び指導が必要と思われる施設
- (イ) 過年度の実地検査の結果等により、継続的な検査が必要と思われる施設
- (ウ) 相当の期間にわたって、実地検査を実施していない施設
- (エ) 財務分析結果等に課題のある社会福祉法人が運営する施設（当該施設及び社会福祉法人の実地検査を併せて所管するものに限る。）
- (オ) 毎年度、現況報告書又は施設調査書を提出していない施設
- (カ) 福祉サービス第三者評価を受審していない施設又は当該評価結果において問題がある施設
- (キ) 東京都から民間移譲された施設（新規に該当する施設は、遅くとも当該年度中に選定）
- (ク) 実地検査の時期に当たる社会福祉法人が運営する施設（当該施設及び社会福祉法人の実地検査を併せて所管するものに限る。）

7 集団指導

オンライン等（社会福祉施設等に対する指導検査業務システム、ホームページ等）を活用した動画配信形式により実施する。

なお、対象は、特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）及び介護老人保健施設とする。

8 関係団体への支援等

(1) 区市町村

区市からの依頼により、区市が実施する介護老人福祉施設の実地検査について、合同検査やアドバイザー派遣などにより支援する。なお、アドバイザーの派遣にあたっては、あらかじめ都と区市において調整し、区市の依頼に応じて介護老人福祉施設以外の施設にも派遣することができるものとする。

区市が実施する集団指導については、その依頼に応じ、講師を派遣するなどの方法により支援を行う。

なお、区市が所轄する社会福祉法人の実地検査については、区市の依頼により、同日に当該社会福祉法人が運営する施設の実地検査を実施することにより、検査の

効率化を図るとともに技術的支援を行う。

また、区市町村職員を研修生として受け入れ、介護保険法に基づく実地検査に係る実務についての知識及び技術を提供する。

(2) 指定市町村事務受託法人

これまで実施してきた施設への実地検査に対する知識及び技術について、当該法人の調査員等に対して必要な支援を実施することができる。

9 関係団体との連携

(1) 保険者としての区市町村

実地検査の際に、施設等が所在する区市町村に同行を依頼する。

また、実地検査の結果については、都と区市が相互に情報を提供する。

(2) 社会福祉法人の所轄庁としての区市

区市が所轄庁である社会福祉法人が運営する施設の実地検査結果等については、都と区市が相互に、必要な情報の交換を行う。

(3) 国

指導及び監査に係る法令・制度運用に係る疑義照会や施設等に対する情報提供などについて、指導及び監査を行う立場から連携を図る。

(4) 運営指導所管部署

高齢者施策推進部各課と連携し、緊急性のある事案が発生した場合は、機動的に対応する。

(5) 東京都国民健康保険団体連合会

区市町村の申出により東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が実施する事業者への介護報酬の支払の留保は、区市町村と国保連との契約内容により、監査の実施通知に基づき可能となることがあるため、引き続き、関係区市町村との連携を図る。

なお、国保連への情報提供は高齢者施策推進部より行われるため、高齢者施策推進部とも一層の連携を図る。